

※ 会場正面に駐車場をご用意しております。

# 労働相談会では、 労使間トラブルでお悩みの方の相談に応じます。

相談の対象は？ 労働条件やその他労使関係に関するトラブルなどが対象となります。

例：賃金に関する事項（賃下げ、一時金、諸手当、退職金等）

賃金以外の労働条件に関する事項（労働時間、休日・休暇等）

人事に関する事項（退職、解雇、配置転換、出向、パワハラ、セクハラ等）



相談員は？ 労働問題について経験豊かな 秋田県労働委員会の委員 が、相談に応じます。

## 労働委員会とは？

### 県の行政機関

労働組合や個々の労働者と使用者との間の紛争を公正・中立な立場で、迅速、円満に解決するための県の行政機関です。



### 労働委員会の委員

秋田県労働委員会は、

公共の利益を代表する 公益委員 5名（弁護士、社会保険労務士など）、

労働者を代表する 労働者委員 5名（労働組合の役員など）、

使用者を代表する 使用者委員 5名（会社の役員など）の

計15名の委員、公労使の三者構成 です。

#### 労働委員会



使用者委員



公益委員



労働者委員

### 労働委員会の主な仕事

個別労働関係紛争のあっせん

個々の労働者と使用者との間の労働関係に関する紛争（個別労働関係紛争）のあっせんを行い、解決を援助します。

労使紛争の調整

労働組合と使用者との間の紛争のあっせん等を行い、解決を援助します。

不当労働行為の救済

不当労働行為の有無の判断、原状回復のための命令等を行います。

～ 健全な労使関係を築くために ～ 労使間のトラブル解決に向けてお手伝いします。

**秋田県労働委員会事務局** 電話 018-860-3284(直通)

受付時間 8:30～12:00 / 13:00～17:15（土日・祝日・年末年始を除きます）

〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 4階